

地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す「とやま型地域共生社会」の実現を目指して

I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備

- 1 障害及び障害者に対する理解の促進(法第7条/条約第8条、10条関係)
 - 啓発・広報活動
 - 福祉教育
 - 地域での交流と県民の参加
 - ボランティア活動
- 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
(法第4条、23条/条約第10条、12条、14条、16条関係)
 - 障害を理由とする差別の解消
 - 権利擁護及び虐待防止
 - 虐待防止委員会、研修、責任者 身体拘束の適正化
- 3 コミュニケーション支援体制の確立(法第22条/条約第9条、21条、24条関係)
 - 情報バリアフリー化
 - 情報アクセシビリティ
 - 意思疎通支援

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
- 4 住みよい生活環境の整備(法第20条、21条/条約第9条、19条、20条、28条関係)
 - 暮らしやすい住まいの整備
 - 人にやさしいまちづくり
 - 利用しやすい交通、移動手段
 - ユニバーサルデザイン
- 5 安心して暮らせるまちづくりの推進(法第22条、26条、27条/条約第9条、21条、24条関係)
 - 交通安全対策
 - 防災対策
 - 防犯対策
 - 消費者トラブルの防止

II 質の高い保健・医療体制の確立

- 1 保健・医療施策の充実
(法第14条、17条、23条、31条/条約第12条、14条、19条、25条、26条関係)
 - 障害の原因となる疾病の予防・早期発見
 - 保健・医療体制の充実
 - リハビリテーション提供体制の充実
 - 精神保健・医療施策
 - 保健・医療を支える人材の確保

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
発達障害児支援 難聴児支援 感染症対策

III 個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実

- 1 相談支援体制の整備
(法第14条、17条、23条/条約第12条、19条、20条、23条、26条、28条関係)
 - 意思決定の尊重及び意思決定の支援
 - 地域における相談支援体制
 - 専門的な相談支援体制
- 2 地域生活を支援する障害福祉サービスの充実(1に同じ)
 - 在宅サービス等の充実
 - 障害特性等への対応
 - 障害者の家族支援(ヤングケアラーなど)
- 3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用(1に同じ)
 - 施設整備の基本的方向
 - 施設機能の充実と地域生活支援への活用
- 4 質の高い障害福祉サービスの提供(1に同じ)
 - 障害福祉サービスの質の向上
 - 福祉を支える人材の育成・確保
 - ICTの活用、ロボット技術の導入支援

IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実

- 1 障害のある子どもの教育・育成の充実(法第16条、17条/条約第24条、30条関係)
 - インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進
 - 一貫した教育相談体制と生涯学習
 - 地域療育体制の整備
- 2 雇用・就労の促進
(法第15条、18条、19条、23条、24条/条約第19条、24条、26条、27条、28条関係)
 - 障害者雇用の促進、就労支援
 - 一般就労が困難な障害者に対する支援
 - 工賃向上 障害者雇用推進
- 3 社会参加活動の推進(法第25条/条約第30条)
 - スポーツ活動の振興
 - 文化芸術活動等の振興
 - 社会参加促進事業の推進
 - 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律